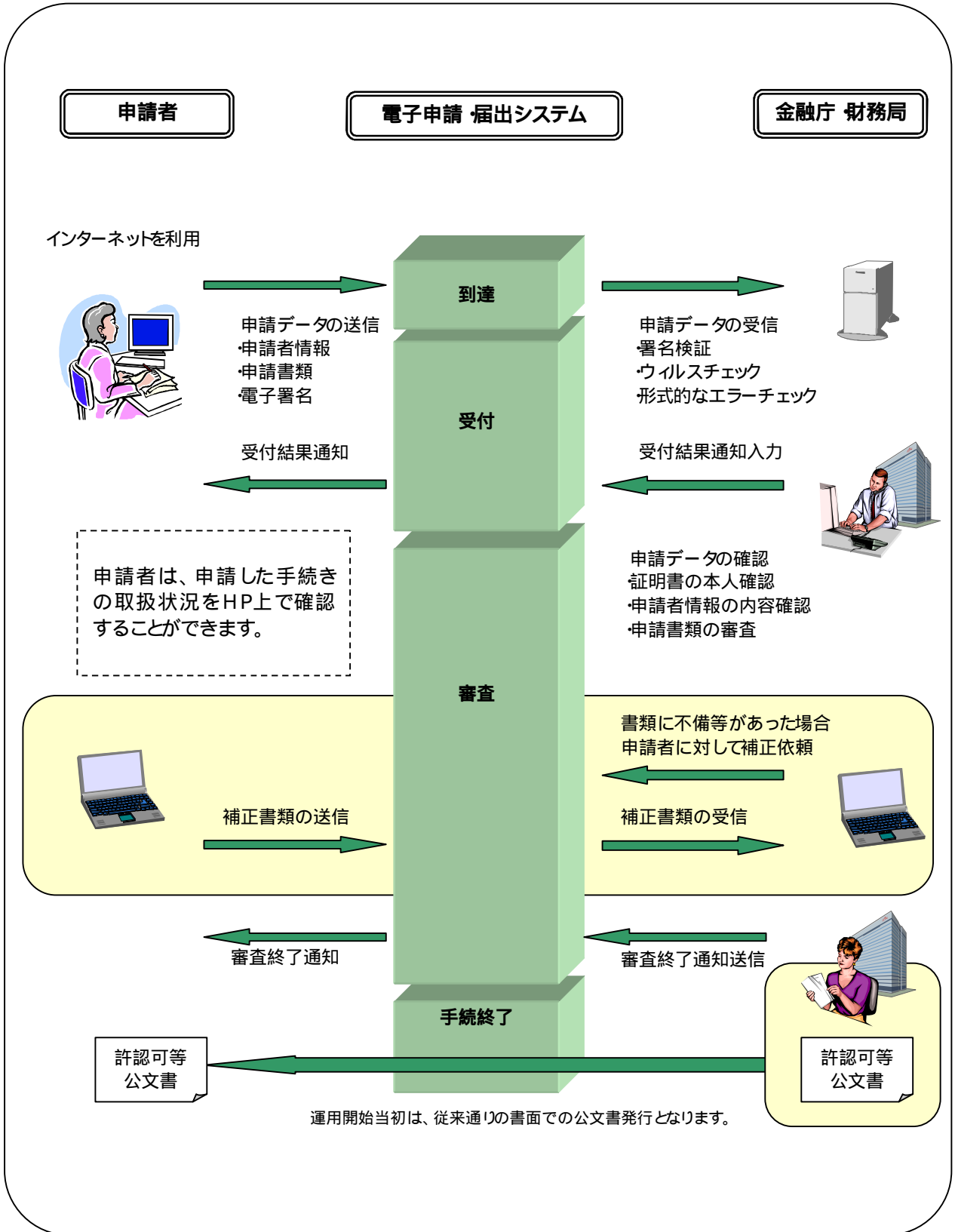


電子申請・届出システムにおける手続処理の流れ (概要図)

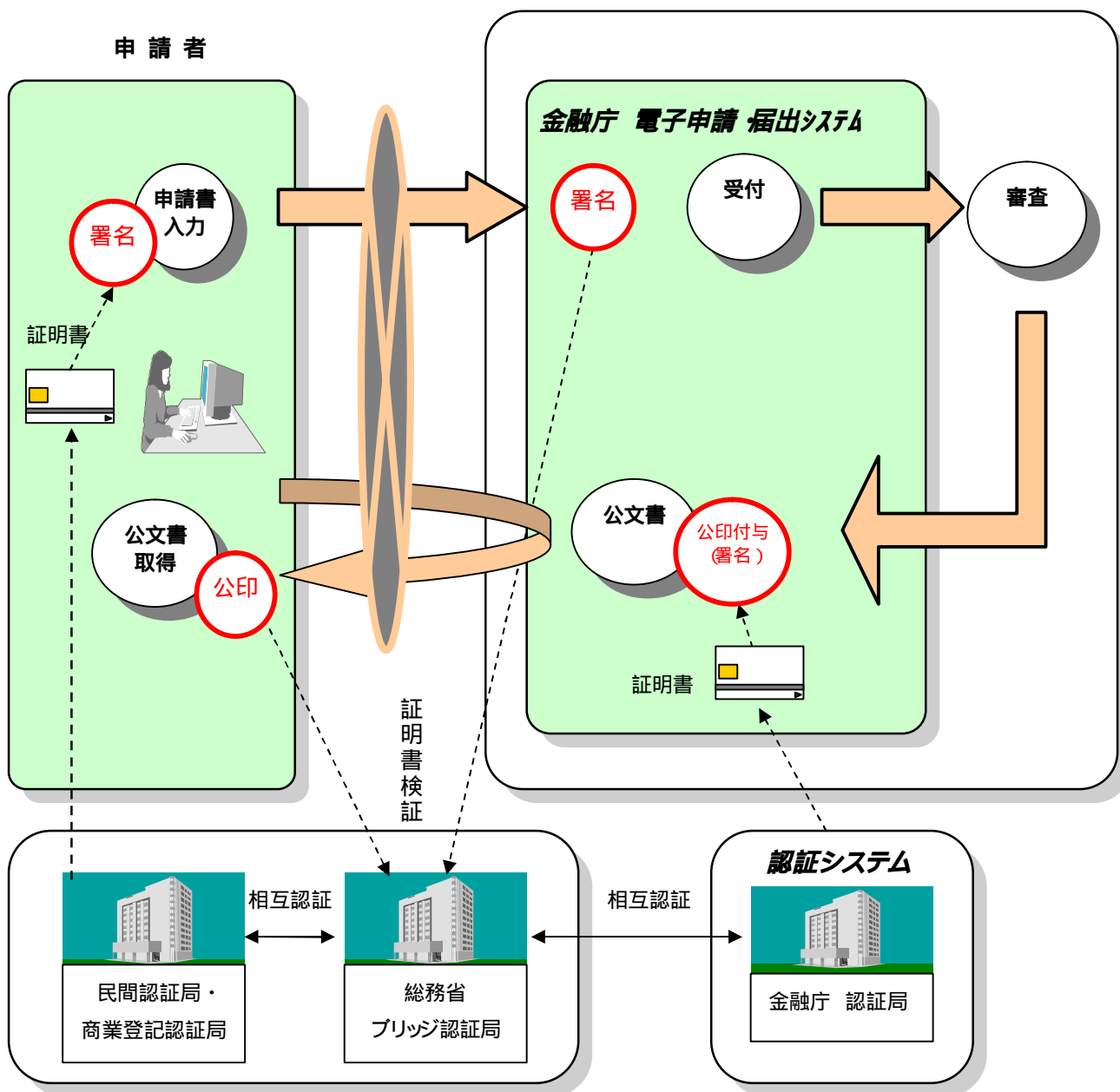


## 電子署名について

金融庁電子申請・届出システムの利用に当たっては、申請者の方は、提出する申請書類に電子的な署名（押印）を付与する必要があります（下図）。

署名を付与するためには、指定された認証機関（認証局）より、電子署名用の証明書を入手しておく必要があります（下図）。

金融庁側でブリッジ認証局に電子証明書が確かに本人のものであるか確認します（下図）。



(注) 運用開始当初は、従来通りの書面での公文書発行となります。

電子署名についての詳しい説明はホームページ (<http://annai.fsa.go.jp/>) の「金融庁認証局について」をご覧ください。